

ギリシャ政府による新型コロナウイルス感染症対策 国内制限措置

(6月7日午前6時から14日午前6時まで有効)

対象地域	全国すべての地域
マスク着用	屋外、屋内を問わず着用義務(職場を含む)
夜間の外出禁止	<p>午前0時半から午前5時までの間、原則として外出禁止</p> <p>※通勤、仕事、健康上の理由による移動と、ペットの散歩を目的とする外出は例外</p>
公共交通機関・タクシー・自家用車等	<p>■鉄道、バスなど</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周囲と1.5m以上の間隔を保つ義務 ・交通機関内(駅内等含む)ではマスク着用義務 ・鉄道、メトロ、バス、長距離バス、ケーブルカー等は乗客65%まで ・観光バスは乗客85%まで <p>■乗用車、タクシー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7人乗りまでの自家用車・タクシー等は運転手含めて4人まで 9人乗りまでの自家用車・タクシー等は運転手含めて5人まで <ul style="list-style-type: none"> －未成年の子供が親と同乗する場合は人数制限の対象外 －介助を要する者は付き添い1人まで可 ・運転手の1人乗車、または1・2親等家族、正式同棲者の同乗はマスク着用義務の対象外 <p>■フェリー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フェリーは乗客80%まで、キャビン付きの場合は85%まで(一部高速フェリーは50%まで) ・フェリー等のキャビンでは、家族(配偶者、正式同棲者、1・2親等親族)、身体障害者の付き添い1名を除き、1室に2名まで ・本土から島嶼へ向かうフェリーへの乗船には次のいずれか一つが必要: <p>(1)ワクチン接種証明書:</p> <p style="padding-left: 40px;">接種完了後(2回接種が必要なワクチンの場合は2回とも完了後)少なくとも14日間が経過していること。</p>

	<p>(2)新型コロナウイルス検査証明書次のいずれか一つ：</p> <p>ア 出発前72時間以内のPCR検査の陰性結果証明書(鼻腔又は口腔内粘膜から検体が採取されたこと)</p> <p>イ 出発前24時間以内のラピッドテストの陰性結果証明書</p> <p>ウ 出発前24時間以内のセルフテストの陰性結果証明書(下記の海運・島嶼政策省所定の質問票に記載して申告することも可)</p> <p>ーギリシャ政府のサイト Selftesting.gov.gr(ギリシャ語)に必要な事項を入力して印刷する、または、次のリンクの申告書に手書きで英語またはギリシャ語で記入したものでも可。</p> <p>【セルフテスト結果申告書(手書き、英語・ギリシャ語)】</p> <p>https://self-testing.gov.gr/covid19-self-test-print.pdf</p> <p>エ 発症後2～9か月以内の新型コロナウイルス疾患または感染証明書</p> <p>ー感染または疾患に係る当初陽性結果検査から30日が経過していること</p> <p>・各種証明書提示義務を免除される例外</p> <p>(1)6歳未満の者</p> <p>(2)本土ーエヴィア島、ペラマーサラミナ島パルキア・ファネロメニ、リオ市ーアンディリオ市間の船舶。</p> <p>・本土から島嶼、及び島嶼から本土へ移動する場合、海運・島嶼政策省所定の質問票の記入が必要。</p> <p>ご参考：当館作成資料リンク</p> <p>https://www.gr.emb-japan.go.jp/files/100192811.pdf</p> <p>■航空機(国内便)</p> <p>・本土から島嶼へ向かう航空便の搭乗に関する要件については要件があり、詳細については以下のリンクの7に記載のとおり(当館作成資料)</p> <p>https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/20210607.pdf</p>
<p>公共サービス(役場等)</p>	<p>・周囲と1.5m以上の間隔を保つ義務</p> <p>・ハイリスクグループの特別休暇等による保護、テレワーク義務</p> <p>・訪問は緊急時のみ、かつ予約制。テレカンファレンス、テレ面接を実施</p> <p>・ミーティング等は周囲と1.5m以上の間隔を保ち、7人まで</p>

民間企業	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ義務 ・ハイリスクグループに属する職員の特別休暇等による保護、テレワーク義務 ・訪問は緊急時のみ、かつ予約制(銀行等一部サービスを除く) ・ミーティング等は周囲と 1.5m 以上の間隔を保ち、7人まで
レストラン、カフェ等飲食店	<ul style="list-style-type: none"> ・店内営業は禁止(ホテル・宿泊客を除く) ・1テーブルにつき6人まで、立っての飲食は禁止 ・客は待ち時間はマスクを着用 ・営業時間は午前5時から午前0時15分までの任意の時間 ・ショッピングセンター、飛行場等の飲食店はテイクアウェイとデリバリーのみ ・屋外での宴会場(ケータリングを含む)は100人までとし、レストラン等と同様の制限を義務付ける
食料品店 (スーパー、ミニマーケット、パン屋、肉屋等)、薬局、クリーニング屋、ペットショップ、ガソリンスタンド等	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ(レジ待ちの列では2m以上の間隔) ・店内は25㎡毎に1人まで ・営業時間は午前7時から午後10時半までの任意の時間(薬局、ガソリンスタンドを除く) ・宅配は翌日午前1時まで
小売店舗、ショッピングセンター等	<ul style="list-style-type: none"> ・店内は25㎡毎に1人まで ・営業時間は午前7時から午後9時までの任意の時間 <p>※キオスクは24時間営業可</p>
理髪店、美容院、エステ等	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と2m 以上の間隔を保つ ・100㎡までは4人まで、25㎡毎に1人ずつ追加 ・予約制のみとし、待合室は禁止 ・営業時間は午前7時から午後9時までの任意の時間
遺跡、博物館等	<p>■屋内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周囲と2m 以上の間隔を保ち、15㎡毎に1人まで ・グループは8人まで、家族(配偶者、子供、正式同棲者)を除く <p>■屋外</p>

	<ul style="list-style-type: none">・周囲と 1.5m 以上の間隔を保ち、10㎡毎に1人まで・グループは20人まで、家族(配偶者、子供、正式同棲者)を除く
--	--

【共通事項】

1 4歳以下の子供、医学的理由(呼吸器官の疾患等)のある者、1室で1人勤務の者、宗教的儀式(葬儀を含む)を執り行う者は、マスク着用義務を負わない。

2 違反金に関しては、マスク着用義務、周囲と適した間隔(ほとんどの場合1.5m)を保つ義務、夜間の外出制限・禁止等、主な違反については300ユーロ。

3 クルーズ船は入国制限対象となっていない国からのクルーズ船には、船籍を問わず寄港を許可。ただし、定員80%までで、ギリシャ国内の出発港(home port)はピレウス、ケルキラ(コルフ)、ラブリオ、テサロニキ、イラクリオに限る。また、途中寄港(transit port)の港湾は、海運・島嶼政策省の指定する港湾に限る(詳細は <https://www.ynanp.gr/el/>に掲載)。入国制限対象となっている国に乗員がクルーズ中に上陸した場合、ギリシャ国内での寄港・上陸は不可。